

法改正の要点

1 法の適用の範囲

地方公共団体の機関（議会を除く）も適用の対象

2 個人情報の定義

生存する個人に関する情報であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」又は「個人識別符号（例：運転免許証番号、旅券番号など）が含まれるもの」

3 行政機関等匿名加工情報制度の導入

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成及び提供することができる。

ただし、都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体の提案募集の開始については、当分の間、任意。

4 開示・訂正・利用停止請求

①地方公共団体への開示請求に係る手数料は条例で定める。

②開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限は、請求があった日から30日以内。

ただし、条例で期限を短縮することが認められる。

5 個人情報の取扱い

①個人情報の保有は法令の定める事務等、かつ、利用目的の特定が必要

②法令に基づく場合を除き、原則、利用目的以外の利用、提供の禁止

③個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

④個人情報保護委員会が示す指針に基づく安全管理措置を講じる。

6 個人情報保護委員会による監督・監視

個人情報保護委員会による一元的な監督・監視

7 地方公共団体に置く審議会等への諮問等

条例で定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが『特に必要であると認めるとき』は、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。